

## **【事案 I - 3】 契約無効・掛金返還請求**

・2024年2月15日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人が、2020年8月に加入し同年10月1日に発効した2件の終身共済契約（本件共済契約）について、解約返戻金がないことは「共済契約証書」に記載された契約の内容と相違するとして、被申立人に対し共済契約を無効とし申立人が支払った掛金全額の返還をすることを求め、裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

「被申立人は申立人が加入した2件の終身共済契約を無効とし共済始期に遡り払込掛金全額を返還せよ。」との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、2020年8月に加入した本件共済契約を2023年3月末に解約するにあたり、解約返戻金について問合せしたところ、解約返戻金はないとの返答を受けた。
- (2) しかし、2020年8月の加入申込後に申立人に送付された「共済契約証書」の注書きには「この契約は解約返戻金を少なくすることにより掛金を安くしています。」との記載があることから、申立人は、少なくとも解約返戻金があると信じて、掛金を支払い続けてきた。
- (3) 申立人が被申立人に問合せしたところ、被申立人は、「共済契約証書」の記載内容が相違していたことを認めた。したがって、「共済契約証書」の当該箇所の記載については、契約者を「欺く行為」いわゆる「虚偽記載」に当たる。
- (4) 被申立人は、「共済契約証書」の記載は本件共済契約以外の契約も含めて記載した「包括する文言」であるとの見解だが、あくまでも申立人個人と被申立人との間の契約に関する文書であり、申立人との契約条件を記載しているのが自然である。
- (5) また、被申立人は、本件共済契約の内容は定型約款である規約に定められているというが、定型約款については、「共済契約証書」に記載のない項目について適用されるものと認識している。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件共済契約は「定型約款契約」であり、本件共済契約の権利義務については定型約款である事業規約により規律される（解約返戻金については後記（5）参照）。

- (2) 申立人に送付した「共済契約証書」の注書きには、「この契約は解約返戻金を少なくすることにより掛金を安くしています。」との記載があるが、これは他の契約を包めて記載したものであって、虚偽ではない。被申立人が「共済契約証書」の記載を誤りと認めたことはない。
- (3) 本件共済契約の申込書には「貴会が商品名に応じて設定する事業規約・細則が契約内容となること、および『ご契約のてびき』を了承し、加入を申し込みます。」との記載がある。申立人は、被申立人に対し契約内容が事業規約によって定まることを了解して本件共済契約の申込みをし、契約が成立している。
- (4) なお、『ご契約のてびき』にも、契約内容は商品名に応じた事業規約によって定まることが記載されており、また、本件共済契約には解約返戻金がないことも明記されている。
- (5) 事業規約には、解約返戻金に関し、「解約返戻金等の設定方法」として「掛金払込期間中は未経過共済掛金のみ、掛金払込期間満了後は一定の額とする。」と規定されている。この規定によれば、本件共済契約は、共済掛金払込期間が終身であるから未経過共済掛金が解約返戻金となるが、本件は掛金月払いの契約であることから、未経過共済掛金は生じない。
- (6) 本件共済契約は定型約款契約として有効に成立しているので、契約始期に遡って無効とする理由はない。

## ＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件の争点は、①「共済契約証書」の注書きには解約返戻金について虚偽の契約内容が記載されていたか、②本件共済契約は、注書きの記載による錯誤、詐欺等により無効となるか、の各点であったが、「共済契約証書」に記載された注書きは、いずれも基本契約や特約について一般的な説明を付加したものであって、申立人が締結した本件共済契約に特定してその契約内容を定めたものでないことは記載の内容から明らかであり、注書きを虚偽の記載と認めることはできない。

また、申立人は、『ご契約のてびき』の記載内容を了承して自署した上で申込書を被申立人に提出したのであるから、契約に当たって解約返戻金がないことを認識していたものというほかなく、申立人に錯誤や詐欺に当たる事実があると認めることはできない。

以上より、当審議会は、被申立人が各共済契約を無効として申立人に掛金を返還する義務が生ずるような事情があるとは認められないと判断した。